

成田市農地等利用最適化  
推進施策に関する意見書

令和2年2月10日

成田市農業委員会

成田市農地等利用最適化  
推進施策に関する意見書について

貴職におかれましては、本委員会の活動に多大なご理解ご協力を賜り、また農業振興に対するご配慮をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、農業委員会等に関する法律が平成28年4月に改正され、本委員会においては、農業委員会の必須業務として位置付けられた担い手への農地利用の集積・集約化の推進、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進について、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、農地の利用状況調査や農業者の意向把握などを通じ、地域の実情に応じた活動を行っております。

また、令和元年5月24日に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、農地利用の最適化の推進の重点化・明確化とともに、人・農地プランの実質化が将来の地域農業・農村の方向性を定める最も重要な方策として位置づけられました。

今後、本市農業が持続的に発展していくためには、農業者の自助努力もさることながら、こうした取組みを着実に実施していくことが必要不可欠となっております。つきましては、新たな経済・社会情勢や国の農業政策の変革に的確に対応し得る農業経営を実現し、本市農業を持続性・発展性のある産業として次世代に引き継ぐためにも、実効性のある施策の企画立案・実施及び必要な予算措置等に特段のご配慮を賜りたく、農地等利用最適化推進施策の改善について、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和2年2月10日

成田市長 小泉 一成 様

成田市農業委員会  
会長 加瀬 雅英

## 成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書

### 1 担い手への農地利用の集積・集約について

- ① 令和元年5月公布の「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」を受けた、新たな農地中間管理事業について、地域ごとのきめ細かな説明会の開催など、関係機関と連携して農業者にわかりやすく丁寧な事業の周知・浸透に努めること。
- ② 農地中間管理事業の推進に関する法律に、農業委員、農地利用最適化推進委員の業務が明記されたところでもあり、情報交換、情報提供の機会とするなどのための「人・農地プラン」作成に向けた会議を定期的を開催すること。
- ③ きめ細かな活動を行っている公益財団法人成田市農業センターについては、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合後も、農地中間管理機構と連携した農地流動化事業等を継続して実施すること。

### 2 遊休農地の発生防止・解消について

- ① 農業従事者の高齢化及び後継者不足により、農地の維持管理が難しくなっていることから、担い手対策としても中小規模の家族農業経営に対する市独自の支援制度を考えること。
- ② 地域の農業者が、遊休農地の発生防止と解消に取り組むことが容易にできるよう、多面的機能支払交付金制度についてより一層の周知を行い、活動組織の設立と維持のためのサポート体制を確立すること。  
特に、多面的機能支払交付金制度の活用の妨げとなっている活動組織の設立とその後の煩雑な事務処理等に係る農業者の負担を軽減させるため、事務員の雇用・委託等の支援を実施することによって、地域ごとの多面的機能支払交付金制度の積極的な活用に取り組むこと。
- ③ 遊休農地発生防止・解消のため、担い手のいない農地や騒特法による移転に伴い取り残される農地等の耕作を行うため、市・農業協同組合・成田国際空港(株)等を核とした出資法人（農業法人）の設立を進めること。

### 3 新規参入の促進について

- ① 農業の魅力について幅広くPRを行い、農業に対するイメージアップを図ること。
- ② 農業の後継者・担い手対策として、就農しやすい環境を整えるために、親元就農も含めた新規就農者に対する市独自の給付金制度を設けるとともに、市長からの激励の場を設けること。
- ③ 定年退職等を機に実家の農業を継ぐ、いわゆる定年帰農等の就農環境を整えるための支援を図ること。

### 4 その他

- ① 経営改善の中核である機械施設の導入整備等の支援策の検討や助成の要件についての改善を図ること。
- ② 農業ICTの技術や農業用ドローンなどを活用したスマート農業の導入は、作業負担の軽減・効率化につながり、農業従事者の減少や高齢化への対応だけでなく、経営規模の拡大や意欲ある若い担い手の確保にもつながるため、関係機関団体と連携してモデルとなる事業の導入や支援策の創設に取り組むこと。
- ③ 農業機械の大型化に対応した農道の整備・田面取付け及び畦畔除去等による農地の大区画化等、基盤整備の計画的な実施を進めること。
- ④ 持続可能な農業を確立するために、多面的機能の発揮を図る取組みと、人・農地プランの作成の取組みを合わせて実施するための支援策及び関係機関・団体等の協力を得られような仕組み・体制を構築すること。
- ⑤ イノシシ等による農作物被害が増加傾向にある。被害防止対策として、電気柵設置等への助成を行うとともに、わな猟免許取得の支援策を講じること。